

## 英国のEU離脱（Brexit）のシナリオ

2019年10月31日の英EU間のEU離脱協定の交渉期限（離脱日）を控え、Brexitのシナリオは、次の3ケースが考えられます。

1. 離脱協定交渉期限（離脱日）を延期した場合
2. 円満に離脱した場合（離脱日：10/31）  
（英EUが離脱協定に合意。移行期間を設定）
3. 合意なきEU離脱となった場合  
（英EUが離脱協定に合意しないまま離脱。）

### 1 離脱協定交渉期限（離脱日）を延期した場合

英国は離脱協定交渉期限（離脱日）の延期（2020年1月31日まで）をEUに要請しています。

### 2 円満に離脱した場合

英国とEUが離脱協定案に合意する場合、英国とEUとの関係は2020年12月31日までの移行期間（その後1年又は2年の延長が可能）に入ります。

移行期間中は、EU法令及び日EU・EPAがそのまま英国に適用される見込みです。また、同移行期間後の取扱いは、英国内で、また日英間で移行期間中に議論し決定される見通しです。

⇒ 移行期間中の制度変更に関する問合せや、変更後の制度の下でトラブルが生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

### 3 合意なきEU離脱となった場合

合意なき離脱（No deal）が行われる場合、英国は移行期間なく急遽EUから離脱するため、合意なき離脱日をもってEU法令及び日EU・EPAの適用がなくなります。

英国政府は合意なき離脱に対応するためのガイダンスを公表しています。同ガイダンスや関係各省、当省関係部局によれば、農林水産物に係る対応は次のとおりとなります。



### 3-1 日本から英国への輸出について

#### 【関税について】

- ・ 英国の暫定的関税（別紙参照）が新たに適用されます（最長12か月間）。  
これにより、多くの農産品は無税となりますが、一部品目（牛肉、精米等）は関税割当が設けられ、枠内に限り無税となります。ただし、その申請時期、数量等の具体的な情報は現時点では示されていません。  
（英国政府HP <https://www.gov.uk/government/publications/temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit>）

⇒ 関税割当申請の手続等の情報入手が困難な場合は、農林水産省の相談窓口へ御連絡下さい。

#### 【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ 動植物検疫の水準、その他の輸入規制（畜産の施設認定、漁獲証明、放射性物質に係る規制）の内容など、EUの規則に基づき実施されてきた既存の措置は、原則変更されないとされています。ただし、申請書類や当局との連絡方法等、実務面の変更はあり得ます（詳細は現時点では示されていません）。

#### 例 検疫手続の今後の見込み

動物関係：EUのシステムに代わり、英国独自の輸入通知システム（IPAFFS）を導入予定

植物関係：検疫証明書の提出先（英国動植物検疫庁）やPEACHへの登録は、現行の運用を維持

⇒ 英国による通関審査の遅延や、検疫手続の混乱等のトラブルが生じた場合は、農林水産省の相談窓口へ御連絡下さい。

### 3-2 英国から日本への輸入について

#### 【関税について】

- ・ 日EU・EPAに基づく税率は適用されなくなり、日EU・EPA発効前に適用されていた最恵国待遇税率に戻ります。詳細については、下記の税関HPを御参照下さい。

（税関HP <http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement.htm>）

#### 【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ 動植物検疫の水準は変更されません。それ以外の措置については、日EU・EPAに基づく措置（例えばGI保護）及び行政取極め（例えば有機食品表示）は適用されなくなり、日EU・EPA発効前及び行政取極め前の措置に戻りますが、その後の対応は日英政府間で検討していくこととなります。

⇒ 適用税率、輸入規制の変更等に関する問合せが必要な場合は、農林水産省の相談窓口へ御連絡下さい。

### 3-3 EUから英国への輸出について

#### 【関税について】

- ・ EUの域内取引ではなくなり、英国の暫定的関税が新たに適用されます。  
(最長12か月間)

#### 【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ EU産の動物検疫については、これまでと同じ方法で輸出できます。  
日本からEUを経由して英国に輸出する場合は、日本から英国への直接輸出と同じ取扱いとなります。
- ・ EU産の植物検疫については、原則これまでと同じ方法で輸出できます。

⇒ 英国による通関手続の遅延等が生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

### 3-4 英国からEUへの輸入について

#### 【関税について】

- ・ EUの域内取引ではなくなり、EUが第三国に適用しているのと同じ最恵国待遇税率が適用されます。

#### 【関税以外の措置（動植物検疫、その他の輸入規制）について】

- ・ 英国産の動物検疫については、今後のEUの対応によるため、現時点では未定です。
- ・ 英国産の植物検疫については、EUが第三国に適用しているのと同じ輸入条件を満たす必要があります。

⇒ EUの適用税率、動植物検疫に関する問合せや、新たな制度によるトラブルが生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

### 3-5 英国内での事業活動について

- ・ 英国内法に基づく許認可一般については、EU離脱法に基づき、既存のEU法制による運用と同様の運用が維持されます（但し、EU域内では有効ではありません）。
- ・ 食品表示については、英国産のものはEU産と表示できなくなります。
- ・ なお、有機食品表示、GIについては、英国が創設する新制度によるため、今後の動向に注視が必要です。

⇒ 諸制度の変更により、英国内での事業活動にトラブルが生じた際は、農林水産省の相談窓口にご連絡下さい。

## 4 農林水産省の対応について

農林水産省では、国内農林水産業従事者や国内外の食品関連産業の皆様に対する情報発信のほか、Brexit前後に発生する問題へ対応する相談窓口を設置します。相談を受けた場合、農林水産省で把握している情報の提供を行うとともに、JETRO等の関連機関とも連携して対応方策を提示します。また、必要に応じて英国政府に対して働き掛けを行います。